

## えん罪防止と再審法の全面的な見直しを求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つだといわれている。再審は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度であり、再審開始決定さらに再審無罪判決を得るためには、多大な時間を要する現在の再審制度には、以下のような問題がある。

通常審における証拠開示は、2004 年と 2016 年の刑事訴訟法改正において、開示制度が明文化され、一定程度拡充されてきた。しかし、再審請求手続きにおける証拠開示は、未だ明文の規定がない。このため、再審請求審では、証拠開示の基準や手続きが明確でなく、全てが裁判所の裁量に委ねられている現状にある。いわゆる「再審格差」と呼ばれるような、裁判所ごとの格差が生じ、制度の不備が看過できない状態にある。

また、再審開始決定を得たとしても、これに対する検察官の不服申し立てによって、さらに、審理が延長し、ときには再審開始決定が取り消されるという事態も繰り返されてきた。

この間にえん罪被害者本人やその親族等が高齢化の影響で体調を崩し、途中で亡くなる場合もあるなど、極めて深刻な状況となっている。

そもそも、再審は、えん罪被害者を救済するための「最終手段」であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

日本国憲法第 13 条は個人の尊重を最高の価値と掲げ、第 31 条から第 40 条までには多数の刑事手続きが定められている。第 37 条では、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」とされている。えん罪被害者の速やかな救済のためには、この理念に沿って、70 年以上一度も改正されていない再審法（刑事訴訟法の第 4 編再審規定）の在り方を全面的に見直すことが必要である。

したがって、本議会は、国会及び政府に対して、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、以下の改正を含む再審法の全面的な見直しを速やかに実行するよう求める。

## 記

1. 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
2. 再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること。
3. 刑の執行停止に関する規程を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 27 日

嘉 麻 市 議 会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣